

城地 孝著

長城と北京の朝政

——明代内閣政治の展開と變容——

川 越 泰 博

本書の著者城地孝氏（以下、著者）の論攷を拜讀して、いつも感心するのは、細部、つまり論述を支えるデータのめぐりとさである。全體の構成に十分目配りした上で、よく吟味された材料を一枚一枚敷き詰めるように、きちっと並べていく手際はすばらしい。「北虜南倭」時代、とりわけモンゴルの壓力が強まった嘉靖期からの明朝の政治的對應について、皇帝・中央官僚・地方官等その決定に關わる諸アクターがいかなる思惑の下にどのような動きをとったのかということの詳細に跡づけていく本書においても、著者のそうした特徴が十分に發揮されている。

二〇一〇年に北海道大學から學位を授與された博士論文をもとにしている本書は、二〇〇四年に本書第四章のもととなる論攷をもつて颯爽と學界に登場してから二〇一一年までの、わずか七年の間に矢繼ぎ早に發表されてきた諸論攷を土臺に、論理的に徹底して一貫性を持たせて再構成し、「書き下ろし」といってよい形態にまで完成させた研究書である。各章の表題は全章にわたって

改題され、各章の各節もおおくは書き改められている。そのために、最初に各章表題と舊稿表題を初出年とともに示せば、左の如くである。

序 章	第一章	第二章	第三章	附 章	第四章	第五章	第六章
	皇帝「親裁」に翻弄されたオルドス回復計劃——總督曾銃の「復套」をめぐる——（舊稿原題「明嘉靖「復套」考」初出年二〇〇七年）	朝貢の理念と現實——嘉靖馬市をめぐる政治過程——（同「明嘉靖馬市考」二〇一一年）	「顧問團」から「行政府」へ——對モンゴル問題への對應にみる隆慶時代の内閣政治の展開——（同「張居正政治的生成過程——明代隆慶時期内閣政治與北邊防衛政策的展開——」二〇〇八年）	『少保鑑川王公督府奏議』と『兵部奏疏』（同「俺答封貢與隆慶五年（一五七二）三月的廷議——兼談『兵部奏疏』的史料價值——」二〇一一年）	「行政府」型内閣の光と影（一）——アルタン封貢をめぐる政治過程——（同「隆慶和議の政治過程——明代後期の内閣專權の背景——」二〇〇四年）	「行政府」型内閣の光と影（二）——陝西における互市實施をめぐる政治過程——（同「陝西における互市實施をめぐる——中國國家圖書館藏『兵部奏疏』よりみる隆慶和議の側面——」二〇〇九年）	朝政の舞臺裏——丹陽布衣邵芳傳——（同「丹陽布衣邵芳考——政客の活動をとおしてみる明代後期の政治

世界——二〇〇九年)

第七章 明代廷議における意見集約をめぐる(同「俺答封貢
與隆慶五年(一五七二)三月の廷議——兼談『兵部
奏疏』的史料價值——」二〇一一年)

終章

以上に掲げた新舊の論題に「政治過程」・「内閣政治」・「廷議」という用語がみえるように、これらが本書の龍骨(キール)をなしている。つまり、本書は「内閣政治」の實態について「政治過程」・「廷議」をとおして迫ろうと意圖したもので、「政治過程」・「廷議」分析の対象になったのが北邊の「復套」、すなわちオルドス回復計劃問題、わずか一年で閉鎖された嘉靖馬市問題、嘉靖二十九年(一五五〇)の庚戌の變後におけるモンゴルとの和議問題等であった。したがって、『長城と北京の朝政』と名付けられた本書の題名は、一見すると雅飭の感を抱かせるが、しかし決してそうではなく、本書の主題をきわめて剴切に表しているといえるのである。以下、簡単に各章の内容を紹介し、そのあと管籥な所見を述べてみたいと思う。

序章では、明代後半期の中國を考えていく上で缺かせないキーワードのひとつである「北虜南倭」、とりわけ對モンゴル問題をめぐる政治問題を主軸として當時の明朝政治の具體像をえがきだそうとする本書の意圖を巨細に述べ、併せて後論に備えて、上奏文處理のプロセスと中央・地方の官制に及んでいる。上奏文處理プロセスの概念圖および中央・地方官制概念圖とその説明文は、これ單獨で取り出してもすこぶる益するところがおおきいが、地方官制に關して州(直隸州・屬州)が概念圖・説明文兩方で除外

されているのはどういうわけであろうか。

第一章では、嘉靖二十五年(一五四六)末に提議された「復套」(オルドス回復計劃)をめぐる政治過程の分析を行い、世宗の案件決裁の有り様が、官僚たちがになう政策立案・政務遂行のプロセスにいかなる影響をおよぼしたのかを考え、「復套」をめぐる一連の政治過程、なかんずく、皇帝の諭旨を得て推進されたはずの「復套」がこれまた諭旨によってくつがえされるというその中止をめぐる動きからは、官僚たちによる政策審議とはまったく異なる要因によつて動く世宗の案件決裁の有り様を浮かびあがらせ、これは世宗が「主體的に政務にとりくみ、王朝政治における理想像である「皇帝親裁」をつよく志向するものであったといえなくはない」。しかし「結局それはいたずらに官界の混亂をまねくのみであり、臣下たちとのあいだに安定した君臣關係をきざっていたというにもほどとおい状況にあったといわざるをえない」(五九・六〇頁)としている。

第二章では、第一章を踏まえて、嘉靖三十年(一五五一)に朝貢という形をとらないで行われ、わずか一年にして閉鎖された明蒙間の馬市公認の経緯と要因をめぐって、その政治過程を分析することを通して嘉靖政治の特質をさぐり、そこに内閣・首輔の著しい權力伸張が認められるとされる嘉靖後期の内閣政治の實態およびその特徴をみいだしている。あわせて、第一章の「復套」をめぐる政治過程から浮かび上がったのと同様に、嘉靖政治を根底的な部分で規定している世宗の「中國」皇帝としての道義的・原則的立場を強調し、官僚の政策審議・政策遂行プロセスとは異なる案件決裁のあり方を浮き彫りにした。

第三章は、隆慶時代の内閣政治の展開を保革対立構圖で説明した韋慶遠氏の所説の再検討を皮切りに、隆慶時代の内閣大學士たちの言説を逐一分析して、かれらが内閣あるいは大學士としての職分をどのようなものとして認識していたのかを検討するとともに、各大學士が個々に政治理念やスタンスをもつに至った要因をかれらが置かれた政治状況の中にさぐり、隆慶和議實現までのプロセスにみられるような強力なリーダーシップを発揮する内閣が登場した舞臺裏を明らかにした。そうした隆慶時代の内閣政治の展開を跡づける作業を踏まえて、内閣の性格の變化、つまり「顧問團」型内閣から「行政府」型内閣への變貌の要因を内閣内部にさぐりだした。

第三章と第四章との間に挟まれた附章では、右に述べた内閣の性格の變化が當時の政界全體の動きの中で、いかなる要因によって支持・促進され、中央の部院や地方官にどのように受けとめられていたのかを明らかにするために、隆慶和議の政治過程を検討する第四章・第五章の中心的史料となる北京大學圖書館藏の『少保鑑川王公督府奏議』と國家圖書館藏の『兵部奏疏』の内容と史料價值を紹介している。前者は隆慶和議實現に向けて、前線における總責任者としてモンゴルとの折衝にあたった宣大山西總督王崇古（鑑川は號）の奏議集であり、後者は隆慶和議實現に至るまでの過程で兵部をはじめとする部署が上呈した關係文書を集成したものであるという。

第四章では、『少保鑑川王公督府奏議』と『兵部奏疏』とをそれぞれ綿密に分析し、あるいは對時的に突き合わせ、隆慶和議におけるアルタンの封貢と宣府・大同・山西地區での互市が決定す

るまでのプロセスを検討して、しばしば「專權」と稱せられる内閣主導の積極的側面を明らかにした。積極的側面というのは、方針策定・政務遂行の主體としての性格をおびた著者の所謂「行政府」型内閣が、現場での諸問題に適切に對應できるような決定を求める地方官の要請に合致するということである。こうした内閣の政治運営に對して、決定にさいして「確議」「詳議」を求める科道官が激しい批判を浴びせたが、かれら科道官の主張は中央集權反對の主張をにかけて黨派へ結集していく動きの伏線とも位置づけられた。

前章で論ぜられた「行政府」型内閣の積極的側面を「光」の部分とみなす著者は、第五章においては逆に「影」の部分に照射する。その具體例として俎上にのせられたのが、やはり隆慶和議の一環をなすオルドスのモンゴル諸侯の封貢・互市をめぐる問題、とりわけ陝西での互市の可否をめぐる政治過程についてである。おもな史料として『兵部奏疏』所收題疏を詳細に検討した結果、陝西の督撫たちによる互市不可の主張は、當地の現状を踏まえたきわめて切實なものであったが、内閣が和議政策を採用し、封貢・互市を強力に推進していくと、邊境防衛の一方の擔い手たる陝西の督撫たちの切實な懸念もまた押し切られていったことを明らかにした。

第六章は、對モンゴル問題をめぐる政治過程を直截に取り上げたものではないが、内憂外患に搖れる當時の中國における政治・社會の有り様をさぐることを目的に、政客として當該時期にその名をとどろかせた丹陽出身の布衣（無位無官）邵芳なる人物の事跡をたどり、官身分をもたない政客や幕客がときとして政治をお

おきく動かすような活動をくりひろげる朝政の舞臺裏を浮き上がらせた。あわせて、夏言・高拱というふたりの首輔の失脚にかかわったとされる呂光、首輔嚴嵩失脚に一枚かんだとされる何心隱についても言及されているが、嘉靖倭寇の鎮壓で功績のあった胡宗憲や大學士高拱の幕客として活躍（暗躍）した邵芳について、その娘婿沈應奎の手になる「養庵公傳」（『邵氏宗譜』所收）等學界未知の史料を駆使して詳述された具體的活動の描出は壓巻である。

第七章では、明朝の意思決定プロセスにおける意見集約ないし合意形成の有り様を、おもだった中央官僚の全體會議ともいべき廷議の分析を通して明らかにした。廷議にかかわる一連のプロセスのうち、いかなる方法によって參會諸官の意見を徴し、それをどのように會議の決議案へととりまとめているのかという技術的な側面を細微に検討するとともに、諸官の意見を決議案へと集約していく際にいかなる原則あるいは價值観が共有されていたのか、意見集約の原則と覆疏作成のプロセスを、王守仁（王陽明）の文廟從祀問題、アルタンの封貢問題という具體的事例に即して検討し、これによって、皇帝獨裁という明朝の國家意思決定の大原則のもとで百官の合議たる廷議の占める位置を計量した。

終章では、嘉靖後期から隆慶年間の政治史の展開を概述することによって本書の到達点を示し、あわせてそれ以降の時代、とくに萬曆年間の政治史を考えていく際の切り口になる點として、皇帝の政治姿勢、内閣の性格、合意形成のあり方を整理している。誤讀・曲解のあることを懼れるが、走り書き程度の右のような梗概を示しただけでは感得されないかもしれないけれども、嘉

靖・隆慶交替を機として通交・交易の禁絶から開放へと轉換した明朝の對モンゴル政策の展開に注目して、各時代の政治活動の特徴づける要素をみいだすことに論點の主軸を置いてきた本書は、分析の對象とした問題の政治過程をこれ以上詳しくは追究できないほど、丁寧かつ綿密に跡づけていて、それによって先行研究の蓄積によって明らかにされた既知の事實についても、新しい照明を當て、新しい視界の中で隠れていた意味合いを数多く発見されている。その具體例はあまりにも多く、いちいち舉例できないけれども、それが本書をビビッドな明代後期の政治實態研究書として仕上げている成功要因といえる。そののみならず、本書が従來の内閣制度史研究や政治史研究を大きく乗り越えているのは、そうした數多の発見の上に立つて、まるで一筆書きのような筆致で、嘉靖・隆慶期における皇帝・内閣・六部・地方官等の動向と言説を踏まえての相貌を太くかつ精密に活寫されたことである。それによって、治世ごとの皇帝獨裁の有り様がもののみごとに別出された。そのことが、本書が主題した「内閣政治の展開と變容」研究としての機能をいやがうえにも高め、一層その機動力を發揮したといつてよいであろう。かかる評語は褒辭ではない。精巧な齒車仕掛けのように進行していく緻密な論述を目の當たりにすれば、それが決してそうではないことが知られるであろう。

本書においては、「政治過程」・「内閣政治」・「廷議」を龍骨にして、分析の對象とされた諸々の政治案件を限りなく詳細に考究され、政策立案・政策審議・政策遂行までのプロセスがきわめて明解な形で開示されたが、讀了後、もう少し突っ込んで有り様を知りたいといささか望蜀の念を抱いたのは、官僚たちの意見集約

と皇帝の意思決定との間に異形なるものは何ら存在しなかったのかということについてである。とくに世宗の場合、たとえば、消極的姿勢を示した官僚たちを罷免・叱責してまで、無謀ともいえる「復套」にのめり込んでいったが、「占い」の結果、一轉して急遽中止に追い込んだり、アルタン征討を企圖するほど強硬姿勢一點張りの世宗が「二三の臣」の言によって急に軟化したりするなど、一連のプロセスとは全く異なる要因によって皇帝の案件決裁が行われ、政治の混乱・停滞がもたらされることがしばしばあった。これらは、「中國」皇帝としての道義的・原則的立場を強調する世宗の姿勢とおおいに關係があるようであるが、世宗がこうした道義的・原則的立場を貫くうえでの「占い」や「二三の臣」との關わり合いをどのように評價するかという問題と關係する。時代を越れば、永樂帝政治においては、内閣・六部・都察院等によって構成された朝廷が政策決定の中心的舞臺（アリーナ）であることは勿論のことであったが、その一方で、官位の低い燕王府出身の占卜者たちをしばしば政策の意思決定に参加させるという政治スタイルが存在した（拙稿「永樂政權と雜僉事件」『東洋學報』第八〇卷第二號、一九九八年）。世宗親裁の政治スタイルを、右に述べた一二の事例からみると、世宗政治においてもインナーサークル的な、大學士あるいは太監であるなしを問わない、ごく少數の個人的スタッフの介在を疑わざるえないが、そうした補助線を引いてみると、重要案件における世宗のにわかな豹變の由縁が冰解するように思えるけれども、それは誕妄すぎる臆測であらうか。

さて、それはともかくとして、本書の特筆すべき特徴といえる

ことであるが、用いられた史料を端々に至るまで丹念に読み込み、些細な事柄からも多くの情報を抽出されている。それからみれば、はなはだ些末なことではあるかもしれないけれども、處々にやや正確さに缺ける記述が全くないわけではない。その端的な例は、萬曆十七年（一五八九）の進士で、官は福建參政に至った王肯堂の生年である。第六章はこの王肯堂の『鬱岡齋筆塵』に記されている邵芳のエピソードを出発点として所論が展開されている。その王肯堂の生年については、『鬱岡齋筆塵』の自序の「余不肖五十、無聞正座、分心多岐。……時萬曆壬寅（三十年・一六〇二）臘月既望。」を引用して、これから逆算して「王肯堂の生年は嘉靖三十二年（一五五三）となる」（三一九頁注（3））とされる。一見、このような逆算に何の問題もないように思われるけれども、念のために手元にある書籍でその確認を行ったところ、評者は王肯堂の生年について、嘉靖三十二年（一五五三）ではなく、それを遡ること四年前の嘉靖二十八年（一五四九）、加えて歿年は萬曆四十一年（一六一三）であることを知った。行年六十五歳である。この生歿年は、『中醫人名辭典』（國際文化出版公司、一九八八年）、および『中醫人物詞典』（上海辭書出版社、一九八八年）に依據したに過ぎないが、兩書はともに（一五四九—一六二三）に作っている。『鬱岡齋筆塵』を引用された著者は、字宇泰、金壇の人である王肯堂が醫學にも優れ、『證治準繩』をはじめ多くの醫學書を著していることについては全くふれられていないけれども、かれは明代醫學史上においても巨大な足跡を残した人であった。なお、王肯堂の郷貫である金壇縣が所屬する鎮江府の乾隆『鎮江府志』卷三六所載の王肯堂傳にも、「年六十五卒」とあ

り、これは『中醫人名辭典』・『中醫人物詞典』から特定できる年と合致する。

いささか毛を吹いて疵を求むの類に属することではあるけれども、以下においては、上記の事例と同様に少しく正確さを缺く記述を若干擧げることとする。第五章において、陝西三邊總督王之誥等の題奏を引用されている。互市の不可を主張した延綏巡撫何東序の咨文を引用したこの題奏によって、著者は、「モンゴル側も互市實現はのぞみうすだと知って、是が非でも實施をもとめているようなでもないというオルドス側の使者打兒漢小廝のことはも引きつつ、現地の官僚のみならず、民間にも互市への根づよい反對があるという王之誥のことばからは、當該地域における互市への消極的な雰囲気が如實に傳わってくる」(二六三・四頁)と述べられている。これは、陝西における互市設置をめぐって中央と現地の陝西との間に大きな温度差があったことを詳述したところの一節である。ここで、王之誥や何東序がモンゴル側の意向を付度するの根拠としたのが打兒漢小廝のことばであったとされている。打兒漢小廋が陝西の督撫にそのような判斷材料を提供したとされることに關して、二つの點で疑問がある。まず一つ目は「打兒漢小廋」は名前であるのかということである。卷末の人名索引にその名で取られているから、著者が人名とみなされたことは明白である。しかしながら、小廋は召使いや走り使いをするものことで、その用例は藍玉黨案の際の自供書である『逆臣錄』に頻出する。したがって、「打兒漢小廋」とは「打兒漢に仕えた小廋」という意味であろう。この小廋が仕えた打兒漢は、ノヤンダラ・ジノン(ノヤンダラ・吉能)の弟であった。このことは、

明・方孔炤の『全邊略記』卷四に、「打兒漢吉能之弟」(「吉能之弟」の四字は雙行)とあることによって知られる。二つ目の疑問であるが、それはこの小廋をオルドス側の使者とされる點である。「何東序は、オルドスへ派遣した通事の王堅牢兒の報告やノヤンダラの使者からの申し出を受けて」(二六一頁)という文言中の「ノヤンダラの使者」も打兒漢の小廋を指していることは明白である。著者がそのようにモンゴル側の使者とみなされた根拠は、「兵部奏疏13」に「……將原來夷人打兒漢小廋、與同通事王堅牢兒等、解押到臣。……再三譯審得、本夷原係靖邊衛軍餘、本名馬天祿、先年被虜、收在吉能帳下、頗見親信。」とあるのを典據とされたようである(二八三頁注(10))。しかしながら、この史料を虛心に讀むと、小廋の本名が馬天祿で、もとは靖邊衛の軍餘で被虜人であった打兒漢の小廋が中國にやって來たのは「解押」されてのことであつたというから護送されてきたのである。とすれば、打兒漢の小廋、すなわち馬天祿はモンゴル側の使者であつたのでなく、明側に引き渡すためにモンゴル側から送還されたものということになる。「再三譯審得」とあるのをみれば、明側に引き渡された後、モンゴル内部の事情を再三事細かく訊問されたのであろう。「兵部奏疏13」の當該記事を、評者がそのように解釋するのは、さきに引用した『全邊略記』卷四に「其如爾世父俺答之獻丘富趙全、爾大父吉能之獻馬天祿」とあるのがその史料の根拠である。この記事に信がおければ、馬天祿はノヤンダラの使者であつたどころか、その反對で、明に送り返されて引き渡されたことになる。親信していた馬天祿を致し方なく引き渡したのは、モンゴル側がそれだけ互市の開設を熱望していた證左とは讀み取

れないだろうか。一方、モンゴル側の互市希求の犠牲となったともいえる馬天祿は、訊問された際に意趣をはらずが如き言説は全くなかったのであろうか。「モンゴル側も互市の實現が困難であると知り、どちらともつかぬ態度でこのなりゆきをうかがっているのみで、どうしても「互市をおこないたい」という意向でもないようです」（二六三頁）という馬天祿の言説は、まるで互市開設を邪魔するようなところがあり、それは親信していた馬天祿を仕方なく送還・引き渡したモンゴル側の對應とはかなりな徑庭があるように感じられる。陝西三邊總督王之誥や延綏巡撫何東序は、互市開設反對を強く主張するあまり、モンゴル側の意向を歪めて報告しているのではないかとの疑念が抱かれるが、これは鑿ちすぎであらうか。鑿ちすぎだとしても、馬天祿（打兒漢小厮）が曰くある人物であつたとすれば、彼の言説に關する記事は慎重に吟味する必要がある。

また著者は、何東序が王之誥と榆林管糧道僉事蕭大亨に宛てた二通の書簡を紹介して、モンゴルとの和議について説いた部分は兩者とも全く同じ内容であるとした上で、史料の當該部分を示されている。その史料中の解釋についてもやや異見がある。それは、「内則利在小民、而廟堂或不能一夕高枕。外則利在酋長、而曳落固不能終食輜弦。云々」（二六五頁）という記事である。この記事を、「明にあつては、利は小民に歸し、朝廷はあるいはかたときも枕をたかくすることができません。モンゴルにあつても、諸侯を利することなど不可能です」と譯し、「和議によつても一般のモンゴル人の需要を満足させることができず、略奪・侵犯行

爲は依然つづく」とみこまれる以上、明の方では從來どりの防衛態勢の維持にくわえ、モンゴル側が要求を擴大させてきた場合にも對應できるようそなえておかねばならず、國家全體を利することにはならないというのが、延綏鎮の現状からみちびきだされた何東序の認識であつた」（二六五頁）と述べられている。評者が、異見があるといったのは、「曳落固より終食輜弦する能わず」という文言中の「曳落」の解釋についてである。著者はこれを「一般のモンゴル人」と解釋されている。「曳落」という語そのものについては、司馬光『資治通鑑』卷二一六、唐玄宗天寶十載二月條に依據してウイグル語で壯士を「曳落河」といったこと、明末清初の人である吳偉業の『綏寇紀略』卷四に「養曳落河爲摧鋒」とみえることを紹介した後、上記の「引文中では「酋長」の對でつかわれており、一般のモンゴル人ないしモンゴル兵士を意味するものと思われる」（二八四頁注（15））と述べられている。評者がその解釋に少しく違和感を抱くのは、當時の官僚達の上奏文等において、一般のモンゴル人については、たとえば、「一般達子」（二七四頁）や「東西達子」、「西邊達子」（いずれも二四七頁注（41））等のように「達子」という表記がなされているのに對して、王之誥と蕭大亨に宛てた何東序の書簡ではそれを避けて、ことさらに「曳落」というやや特殊な用語を使っているからである。わざわざ「曳落」の語を使ったことには何か意圖するところがあつたのではないだろうか。本第五章の初出論文においては、「資治通鑑」ではなく、『新唐書』卷二二七下、回鶻下、同羅を引いて、「曳落河」に「猶言健兒云」とあることを紹介されている（『東方學』第一一七輯、九四頁註（24））。なぜ本章ではこの記事が「壯

士」を意味するとした『資治通鑑』の記事と差し替えられたのか、その理由は知り得ないが、管見による限りでは、「曳落河」の使用例は安祿山に由来するようである。「曳落河」は、明代の史書では、佚名撰の『草廬經略』巻一に、「如安祿山之曳落河、韓世忠之背嵬軍、此皆拔其尤選」とあり、清代の史書には、たとえば于敏中の『日下舊聞考』巻一一四には、『安祿山事迹』に依據して「養同羅及降奚契丹曳落河八千餘爲己子」という記述があり、また魏禧の『兵跡』巻三に、「安祿山養八千壯士爲曳落河、魏尙出私錢養士爲後樓子弟、我太祖・張士誠見有材力迥異者、則養爲己子」とみえる。これらの用例をみると、「曳落」という語は、その主との間に假父假子として擬制的父子關係にある存在であったことを示すものといえよう。したがって、「外則利在酋長、而曳落固不能終食輜弦」という何東序の所言は、和議の締結、それによる互市の開設は、「明にあつては、利は小民に歸し、朝廷はあるいはかたときも枕をたかくすることができません。モンゴルにあつても、諸侯を利するのみで、その諸侯と特別な關係にある義兒でさえも、その需要を満たすことができず、邊境侵犯をやめさせることなど不可能です」と解釋し、互市開設反對論者の何東序がことさらに和議の不可を強調したとみるべきであろう。互市の開設において、モンゴル諸侯と堅固な結合關係のあるものたちさえも利益に預かれないというのは、何東序のやや讒謗に近い臆測に過ぎないけれども、モンゴルにおいて特殊な存在であるものたちを「曳落」という語で表記することで、互市がモンゴルにもたらす跛行性を強調したのである。それが、「一般達子」というような表現を使用しなかった理由であると思われる。その故に、

「曳落」を「一般のモンゴル人」あるいは「一般のモンゴル兵士」と解釋すると、何東序がそのことばに込めたニュアンスをおおいに損なうことになりはしないであろうか。

第四章において擧げるつぎの史料に關しては、著者の解釋の意味するところがよく理解できない。隆慶五年（一五七二）三月、明朝は嘉靖以來の強硬路線を改め、アルタンを順義王に封ずるとともに、右翼モンゴル諸侯に對しても朝貢と互市を認めた。それをうけて、宣大山西總督の王崇古は山西における互市場を水泉營（現在の山西省忻州市偏關縣の東北にある長城の關門）に設置することを建議した。これに對して、山西巡撫の石茂華は意見を異にした。著者は「兵部奏疏11」に抄録されているという石茂華の咨文に依據して、「山西の老營堡所・偏頭關所・水泉營堡・滑石潤堡の一帶はモンゴルの領域と接してはいるものの、道路がせまく邊牆も堅固ではない上、當地にやってくる商人もすくなく、水もとばしいために軍隊も駐屯できないとして、大同でまとめて互市をおこなうのが最善だと述べられ、水泉營に互市場を設置するのは、あくまでも次善の策として示されている」（二二二頁）と石茂華が王崇古の考えに賛同しない理由を紹介されている。著者の手で敷衍された石茂華のこの咨文を素直に讀むと、文中やや違和感を抱かざるをえない部分がある。冒頭の老營堡所・偏頭關所がそれぞれ老營堡守禦千戶所・偏頭關守禦千戶所の謂であるとするれば、「軍隊も駐屯できない」というのは首肯できない。なぜならば、そもそも守禦千戶所は軍隊が常駐するために設置されたものだからである。その規模は衛の五分の一でしかないけれども、都司に直隸して衛には隸屬しないものと、衛に直隸するものと二

種があり、そのいずれも衛を補完する関係にある軍事機關であつた。石茂華が守禦千戸所の機能を否定する言辭を弄するとは考えがたい。そこで、當該論述のもととなつた、注に引載された原文をみると、老營堡所・偏頭關所に相當する文言は「老營堡・偏頭關」(二三三頁注(73))に作っている。とすれば、著者の考えて、老營堡を老營堡所に、偏頭關を偏頭關所に變換されたことになる。確かに、明代山西には老營堡守禦千戸所も偏頭關守禦千戸所も設置され存在した。しかしながら、軍制に關する評者の乏しい知識では、堡も關も守禦千戸所もそれぞれ別個の存在であり、これらが混淆することはありえないと思量する。したがつて、石茂華の咨文にみえる老營堡・偏頭關は、文字通りそのまま老營堡そのものの、偏頭關そのものと理解すべきであろう。ことさらにこのように摘抉するのは評者の本意とするところではないけれども、原文の老營堡を老營堡所に、偏頭關を偏頭關所に變換する叙述は、ここ二箇所にとどまらず、地名索引(四三二・三頁)にも、掲出された地圖(二九頁圖5、八四頁圖6、一九九頁圖8)にも及んで

いるからである。

本欄は「書評」となっているもので、その性格上、評者は以上の如き批評めいた贅語を弄してきたが、本書が學界にもたらされた豊かな成果からみれば、それらは一条一毫にも及ばぬ瑣事にすぎず、何ら本書の價値を減じるものではない。評者は、本書から實に多くのことを學ばせていただいた。牢固たる論理の展望を踏まえて、緻密このうえない論述を重ねていった本書を、なるほどと耳を傾け、ときとして目から鱗が落ちるといった思いを再三しながら讀了したとき、快い心滿さえ抱いたのであつた。本書は、明代政治史研究上にとどまらず、我が國の明代史研究が生んだスタンダードワークのひとつとして永く生命を保つであらう。

なお、慶應義塾大學から發行されている『史學』第八二卷一・二號(二〇一三年)にも奥山憲夫氏の手になる本書の書評が登載された。併讀されんことを乞う次第である。

二〇一二年六月 京都 京都大學學術出版會
A五判 五十四四八頁 四五〇〇圓十税